



目 次	ページ
規 則	
◎高知県庁内防火管理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ()	4
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (鳥獣対策課)	4
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	4
○道路の供用開始 (道 路 課)	4
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施 (医事業務課)	4

規 則

高知県庁内防火管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

高知県庁内防火管理規則の一部を改正する規則

高知県庁内防火管理規則（昭和39年高知県規則第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「、浴室」及び「、高知銀行県庁支店」を削る。

附 則

この規則は、平成29年6月17日から施行する。

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第52号

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、省令第9条の2第2項に規定する麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に係る申請書にあっては正本1通及び申請者の数と同数の副本を、同条第6項に規定する麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に係る変更の届書にあっては正本1通及び当該許可を受けている麻薬小売業者の数と同数の副本を、同条第8項に規定する麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可に係る麻薬小売業者の追加の届書にあっては正本1通並びに当該許可を受けている麻薬小売業者及び追加しようとする麻薬小売業者の数と同数の副本を提出しなければならない。

第2条第2項中第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 麻薬中毒者及びその疑いのある者に関すること。

第2条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡に関すること。

第2条第3項中「及び向精神薬営業所（次項）」を「又は向精神薬営業所（同項）」に改め、同条第4項中「定めるところにより」を「定めるところにより知事に」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請手続等）

第3条の2 省令第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請は、別記第1号様式による麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書によりしなければならない。

2 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、省令第9条の2第11項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書を返納しようとするときは、別記第1号様式の2による麻薬小売業者間譲渡許可書返納届に当該麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、知事に提出しなければならない。

第4条の見出し中「届出手続等」を「届出手続」に改め、同条第1項中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同項後段を削る。

第5条中「麻薬管理者」を「麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては、麻薬施用者）」に、「麻薬年間受け払い届」を「麻薬年間受払届」に改める。

別記第3号様式を削り、別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式を別記第2号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

別記

第1号様式（第3条の2関係）

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書			
年 月 日			
高知県知事 様			
申請者 住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名 ㊟ （法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号			
麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第10項の規定に基づき麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
麻薬業務所	所在地		
	名称		
再交付の事由			

注 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したことになる場合は、その麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてください。

第1号様式の2（第3条の2関係）

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届			
年 月 日			
高知県知事 様			
届出者 住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名 ㊟ （法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号 麻薬業務所の所在地及び名称			
住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名 ㊟ （法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名） 電話番号 麻薬業務所の所在地及び名称			
麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第11項の規定により、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
返納の事由			

注 「届出者」欄に書き切れないときは、別紙に記載して添えてください。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

高知県知事 様

麻薬年間受払届
（
年）

年 月 日

届出者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）	電話番号
	免許の種類	④
	麻薬業務所 所在地 名称	免許証番号

第47条（麻薬小売業者）
第48条（麻薬管理者）
第49条（麻薬研究者）
の規定により、次のとおり届け出ます。

品名	単位	前年10月1日現在の在庫の数量		受入数量			払出数量			本年9月30日現在の在庫の数量	備考
		卸売業者	その他	消費	事故	廃棄（調剤廃棄を除く。）					

- 注
- 1 法第48条の規定による届出については、当該麻薬診療施設に麻薬管理者を置いていないときは、麻薬施用者が届け出てください。
 - 2 「届出者」の「免許の種類」欄及び「免許証番号」欄は、有効期間が切れていない免許で、現在所持しているものについて記入してください。
 - 3 予製剤については、原末に換算せずに、原末とは別の品名として記入してください。
 - 4 「単位」欄は、錠剤は「T」、原末等は「g」、カプセルは「Cap」、注射液は「A」又は「V」、坐剤は「個」、貼付剤は「枚」、液は「mL」、分包は「包」として、それぞれの数量を記入してください。
 - 5 「受入数量」欄及び「払出数量」欄は、法第47条の規定による届出の場合には前年の10月1日からのその年の9月30日までの間（以下「受払期間」といいます。）に譲り受け、又は譲り渡した麻薬の数量を、法第48条の規定による届出の場合には受払期間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は当該麻薬診療施設で施用し、若しくは施用のため交付した麻薬の数量を、法第49条の規定による届出の場合には受払期間に新たに管理に属し、又は製造し、製剤し、若しくは研究のため使用した麻薬の数量を記入してください。
 - 6 入院患者等から譲り受けて、再使用し、又は在庫に加えた麻薬については、「受入数量」の「その他」欄に含めて記入してください。
 - 7 「払出数量」の「事故」欄は法第35条第1項の規定により届け出た麻薬の数量を、「廃棄」欄は法第29条の規定により届け出た麻薬の数量を記入し、法第35条第2項の規定により届け出た麻薬処方箋により調剤された麻薬の廃棄については、数量に含めないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第491号

高知県議会定例会を、平成29年6月23日に高知県議会会議事堂に招集する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第492号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
中内歯科診療所 吾川郡仁淀川町森2577-18 平29・2・7

高知県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
中内歯科診療所 吾川郡仁淀川町森2577-18 平29・2・6

高知県告示第494号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

弘田 純清

4 変更事項

法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（安全管理規程の変更）

5 認定年月日

平成29年5月25日

高知県告示第495号

高知市長から平成28年5月高知県告示第313号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年6月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 有岡川登
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市横瀬字コノ山2805番15から 四万十市横瀬字コノ山2778番50地先まで	150	平成29年6月16日

高知県告示第497号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 高岡郡佐川町字谷屋舗乙31番4から字覚之丞乙6720番に至る延長438メートルの道
- 高岡郡佐川町字西ノ前乙204番1地先から乙199番9に至る延長117メートルの道
- 高岡郡佐川町西組字西シバサキ627番3地先から字芝ノ北1452番11地先に至る延長295メートルの道
- 高岡郡佐川町西組字シバサキ607番地先から字西シバサキ623番2に至る延長108メートルの道

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成29年6月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記試験 (1) 毒物及び劇物に関する法規 (2) 基礎化学 (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	平成29年8月30日（水）午後1時30分から午後3時まで	高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール	平成29年7月10日（月）から同月21日（金）まで （日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間に受け付ける（郵送による場合は、平成29年7月21日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）	平成29年8月30日（水）午後3時30分から午後4時まで		

2 提出書類

- 受験願書（県所定の様式によること。）
- 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（発行の日から6月以内のものに限る。）。ただし、日本国籍を有しない者については、国籍が記載された住民票（発行の日から6月以内のも

のに限る。)

(3) 写真（出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。)

3 受験手数料

10,500円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

4 願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）

高知県健康政策部医事薬務課

5 その他

詳細については、高知県健康政策部医事薬務課（電話番号088-823-9682）に問い合わせること。

なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。